

多久市防災会議



【日時】 令和7年6月2日
【場所】 多久市役所4階 大会議室東

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 日本における防災体制 ◆



- 災害対策基本法により、内閣府に中央防災会議が設置されており、都道府県・市町村にもそれぞれ地方防災会議が設置されています。
- これらの会議には、防災に関する計画を作成することが義務付けられており、市町村地域防災計画では、おおむね次に掲げる事項について定めることとされています。

- ① 市町村の地域に係る防災に関し、市町村及び市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ③ 市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 計画の概要 ◆



【基本理念】

- 1 災害予防段階における基本理念 ⇒ 周到かつ十分な災害予防
- 2 災害応急段階における基本理念 ⇒ 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 3 災害復旧・復興段階における基本理念 ⇒ 適切かつ速やかな災害復旧・復興

計画の骨子

第1編 総則

- ◆ 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
- ◆ 多久市の概要

第2編 風水害対策

第3編 地震対策

第4編 原子力災害対策

- ◆ 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策、複合災害対策

多久市水防災計画書（案）について

◆ 水 防 法 ◆



【目的】

- ・ 洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

【市町村の責務】

- ・ 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

【水防計画】

- ・ 水防管理者（市長）は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- ・ 水防管理者（市長）は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村は市町村防災会議に諮らなければならない。
- ・ 水防管理者（市長）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

多久市水防計画書（案）について

◆ 計画の概要 ◆



【目的】

水防法に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体である多久市が、

- ① 市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定
- ② 市の地域に係る河川又は湖沼の洪水を警戒・防御し被害を軽減
- ③ ①、②により公共の安全を保持する

計画の骨子

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織について
- 第3章 水防配備体制及び対策について
- 第4章 重要水防箇所及び水防警報について
- 第5章 協力及び応援について
- 第6章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について
- 第7章 水防協力団体について
- 第8章 災害救助対策について

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(1) 県の災害対策の取組や近年の情勢を踏まえた修正

① 災害対策の取組方針

- ・「オペレーション重視」で事態の推移を適切に把握する (第1編/P2)

② 佐賀県での災害対策強化

- ・孤立時の状況把握などについて関係機関と連携強化

(第2編/P64,第3編/P68)

- ・「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充 (第2編/P45)
- ・「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレの設置推進

(第2編/P173,第3編/P133)

- ・「スフィア基準」に沿った避難所運営の推進

(第2編/P122,第3編/P103)

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(2) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 水害対策の強化

- ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化(第2編/P16)

② 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
(第2編/P98,第3編/P86)
- ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や
被災者支援に係る情報の提供
(第2編/P98,第3編/P86)

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

① 被災地の情報収集及び進入方策

- ・ 無人航空機、衛星インターネット等の活用
- ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化(第2編/P192)

② 自治体支援

- ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

(第2編/P98,第3編/P86)

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 主な改正概要 ◆



1 佐賀県地域防災計画の修正を踏まえた改正

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

③ 避難所運営

- ・パーテーション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

(第2編/P122,第3編/P99)

- ・避難所における生活用水の確保 (第2編/P123,第3編/P99)

- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮

(第2編/P174,第3編/P132)

④ 物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保 (第2編/P37,第3編/P43)

多久市地域防災計画書（案）について

◆ 主な改正概要 ◆



2 市の取組による修正関係

(1) 市の活動体制（組織）の見直し

- 組織の見直し（国民スポーツ大会推進課の廃止）に伴い、
組織表、配備要員、非常連絡員を見直し

(第2編/ P 67～71,第3編/ P 70)

令和7年度防災パトロールの報告



【日時】 令和7年5月16日（金） 13時30分～

【参加機関】 国土交通省武雄河川事務所牛津出張所
佐賀土木事務所、佐賀中部農林事務所
小城警察署、多久消防署、多久市消防団

【実施箇所】	治山事業・砂防事業	3箇所	
	河川関係	2箇所	
	その他	1箇所	<u>計6箇所</u>

令和7年度防災パトロールの報告

◆ 箇所一覧 ◆



No	箇所名	機関
1	多久原地区 災害関連緊急治山事業 緊急総合治山事業 (北多久町)	佐賀中部農林事務所
2	西山谷川 通常砂防(指定)事業 (多久町)	佐賀土木事務所
3	未瀬川 通常砂防(指定)事業 (西多久町)	佐賀土木事務所
4	庄川 (南多久町)	防災安全課
5	永瀬川 (東多久町)	防災安全課
6	牛津川遊水地 (牛津川山崎排水機場外改築工事) (小城市)	武雄河川事務所牛津出張所

パトロール箇所位置図



凡 例	
①	袖 山
②	西山谷川
③	末瀬川
④	庄 川
⑤	永瀬川
⑥	牛津川遊水地

令和7年度防災パトロールの報告

◆ 箇所 の 概 要 ◆



No 1	多久原地区 災害関連緊急治山事業 緊急総合治山事業 (北多久町)	パトロールの状況
	<p>令和3年8月13日から14日の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、県道岸川筋原線・林道袖山線に被害を受けた。山腹内及び溪流には、崩壊した不安定土石が堆積しており、今後の降雨による再流出で甚大な被害となる恐れがある。このため、令和3年度から災害関連緊急治山事業、令和5年度から緊急総合治山事業により森林復旧を図っている。現在、山腹工、谷止工（治山ダム）が完了している。令和7年度に流路工を施工予定。</p>	
No 2	西山谷川通常砂防（指定）事業（多久町）	パトロールの状況
	<p>西山谷川溪流は土石流危険流域である。溪流の荒廃が見られ、近年の集中豪雨により土石流災害発生危険性がある。このため、砂防堰堤整備を行うことにより人家、耕地、県道の保全を図る必要がある。令和7年度は溪流保全工の施工を予定している。</p>	

令和7年度防災パトロールの報告

◆ 箇所 の 概 要 ◆



No 3	末瀬川通常砂防(指定)事業 (西多久町)	パトロールの状況
	<p>末瀬川溪流は土石流危険流域である。溪流の荒廃が見られ、近年の集中豪雨により土石流災害発生が懸念されるため、砂防堰堤整備を行うことにより人家、公共施設等の保全を図る必要がある。令和7年度は溪流保全工、管理用道路の施工を予定しており、今年度に事業完了の予定である。</p>	
No 4	庄川 (南多久町)	パトロールの状況
	<p>出水時対応について地元要望の強い、庄川の状況を関係機関で確認。</p> <p>【国】 排水ポンプ車の更新、令和6年度に配管撤去が完了</p> <p>【県】 除塵機の設置工事を施工中。また、これまでに浸水の原因解析を行い、浸水対策案については、県と市で相互に確認したところであり、流域治水の取組を含め、対策、事業主体、事業メニューについて、引き続き協議を行っていく。</p> <p>【市】 現地巡回の充実等により早期の対応。</p>	

令和7年度防災パトロールの報告

◆ 箇所 の 概 要 ◆



No 5	永瀬川 (東多久町)	パトロールの状況
	<p>出水時対応について地元要望の強い永瀬川の状況に関係機関で確認。 【県】 県道及び古賀平団地の浸水を防止するために、早期のポンプの稼働。これまでに浸水の原因解析を行い、浸水対策案については、県と市で相互に確認したところであり、流域治水の取組を含め、対策、事業主体、事業メニューについて、引き続き協議を行っていく。 【市】 現地巡回の充実等により早期の対応</p>	
No 6	牛津川遊水地 (牛津川山崎排水機場外改築工事) (小城市)	パトロールの状況
	<p>令和元年8月洪水により甚大な被害を受けた六角川水系において、再度災害を防止するため、河川激甚災害対策特別緊急事業により遊水地等の整備を行い、令和元年8月洪水と同じ規模の洪水が発生した場合でも、堤防からの越水を防ぎ、安全に洪水を流下させ、排水ポンプの運転調整の回避を図る。牛津川では、遊水地、浚渫、ヨシの繁茂抑制、堤防整備を行い治水対策に取り組んでいる。</p>	